

令和6年度東京都入札監視委員会 第2回第二監視部会

令和7年1月15日(水)

東京都庁第一本庁舎北塔 33階 特別会議室N1

【今村電子調達担当課長】 では、おそろいになりましたので、これより開催させていただきたいと思います。

電子調達担当課長の今村でございます。開会に先立ちまして、本日ご参加いただいた記録を残すためにスクリーンショットを1枚撮らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(撮影)

【今村電子調達担当課長】 撮影が終わりました。ご協力ありがとうございます。

開会の前に、事務局より発言時のマイク操作についてご案内させていただきます。

委員会開催中はマイクをミュートにいただきまして、ご発言いただく際のみマイクをオンにいただきますようお願い申し上げます。マイクを常時オンにいたしますと、ほかの委員の方のご発言時にマイクが音を拾ってしまいまして皆様の音声が届きづらくなるおそれがございます。会議のスムーズな進行に当たり、何とぞご協力をお願いいたします。

それでは、開会の挨拶を財務局契約調整担当部長よりさせていただきます。

【須藤契約調整担当部長】 それでは、これより令和6年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます、財務局契約担当部長の須藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、令和5年度の第4四半期に契約した工事案件についてご意見をいただきます。委員の皆様にはそれぞれご専門の見地から忌憚のないご意見を頂戴し、東京都の入札契約手続の公正性、透明性の確保にお力添えをいただきますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の委員の皆様のご出席状況ですが、4名の委員全員にご出席をいただいております。委員の皆様及び東京都の職員の出席者につきましては配付資料のとおりでございます。紹介は割愛させていただきます。

なお、本日は事案ごとに事業執行局の職員も出席させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の議事進行役についてであります。有川部会長をお願いいたします。有川部会長、よろしくお願い申し上げます。

【有川部会長】 よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の議事進行と資料につきまして、事務局から説明をお願いします。

【今村電子調達担当課長】 電子調達担当課長の今村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事進行につきまして簡単にご説明申し上げます。

当委員会設置要綱第2条第1号に基づく定例事案として、令和5年度の第4四半期に契約した工事についてご意見をいただきます。議案は5つでございます。

引き続きまして、事前に配付いたしました資料について確認させていただきます。

本日の資料は事前に委員の皆様にお送りしておりますが、まずA4縦の次第一式と定例事案の抽出についてというA4横の資料1枚、こちらに本日の案件の一覧がございます。

それから、本日ご意見をいただく議案1から議案5になります。資料に不足等はございませんでしょうか。

なお、資料は本日の委員の皆様限りでご覧いただくこととさせていただきます。本日の部会終了後のお取扱いには十分ご注意くださいよう、お願い申し上げます。

それでは、有川部会長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

【有川部会長】 よろしくお願ひします。

それでは、まず本日の議案につきまして、資料1に従いまして説明をさせていただきます。

当第二監視部会では、具体的な抽出方法として、高額の事案については金額が高い順に上位100件の中から抽出すること、高落札率事案につきましては、落札率100%と99%台の案件のうち、それぞれ金額が高い順に上位50件ずつの中から抽出すること、社会的注目事案については新聞や雑誌等で取り上げられました案件の中から抽出すること、1者入札事案、低入札価格調査事案及び同一事業者による長期継続受注事案につきましては、該当する全案件の中から抽出することとしております。

こうして最終的に決定した事案が資料1に記載しております5つの事案ということになっております。

なお、抽出に当たりましては、複数の委員が共通して選定した事案を優先的に選んでおります。いま一度、ご確認いただければと思います。

それでは、ここから本題に入りたいと思います。

大変恐縮ですが、ここからは個人情報や法人等の情報の保護のため非公開とさせていただきます。後日、議事概要及び議事録を東京都財務局のホームページに掲載することとさせていただきます。取材等の方は大変恐縮ですが、ご退席をお願いできればと思います。

【有川部会長】 それでは、まず議案1に入りたいと思います。

準備の上、説明をお願いしたいと思います。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案1の事業所管局である港湾局の出席者を紹介させていただきます。自己紹介をお願いいたします。

【港湾局 吉田財務課長】 港湾局総務部の財務課長の吉田でございます。よろしくお

願いいたします。

【港湾局 鈴木港務課長】 港湾局東京港管理事務所で港務課長をしております鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

【港湾局 福谷海上公園整備担当課長】 同じく、東京港湾局東京港管理事務所で海上公園整備担当課長を担当させていただいております福谷と申します。よろしくお願いいたします。

【港湾局 大瀧臨海地域管理課課長代理】 同じく、港湾局東京港管理事務所、臨海地域管理課課長代理、海上公園整備推進担当、大瀧と申します。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案1をご覧ください。

1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は令和5年度海の森公園トイレ兼休憩所新築工事でございます。本件は希望制指名競争入札により発注を行ったものであり、希望10者、指名10者、応札1者で、落札率は99.76%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。

本件を含め、各事案の内容につきましては事前に事務局から説明を受けているところがあります。したがって、本事案については、早速ですけれども、質問や意見のある委員がおりましたら挙手をお願いしたいと思います。

片桐委員、お願いします。

【片桐委員】 本件について、応札者が1者だけ、希望者数、指名者数が10者あって応札が1者ということで、辞退理由のほうを拝見したところ、上から3つ目の会社が技術的に履行が困難な案件であるというふうに記載されています。この具体的な困難な案件という内容に関しては何か聞き取りはされているのでしょうか。

【港湾局 福谷海上公園整備担当課長】 海上公園整備担当課長の福谷でございます。

特に今回の辞退の詳細な理由についてはヒアリングしていないところでございます。

【片桐委員】 そうなんですか。そういったのは特に聞かないものなんでしょうか。

【港湾局 福谷海上公園整備担当課長】 今回の辞退理由の主な理由が、配置予定技術者の配置が困難になりましたという理由が主な理由でございましたので、今回についてはそれ以上のヒアリングを行っておりません。

以上でございます。

【片桐委員】 このヒアリングの目的というのはそのように主な理由を突き詰めればいいというような、そういう整理になるのでしょうか。

【港湾局 福谷海上公園整備担当課長】 今回、当方ではそのように考えた次第でございます。

【片桐委員】 それは、なぜですか。

【港湾局 福谷海上公園整備担当課長】 やはり全体的な傾向を知りたいと考えたから

でございます。

【片桐委員】 全体的な傾向を知りたいと。個別のことはじゃあ、こういったヒアリングでは問題としないという、そういう方針だということでしょうか。

【港湾局 福谷海上公園整備担当課長】 その辞退理由にもよると思うんですけども、今回の場合につきましては技術者の配置が困難というふうにお答えしていただいた会社が多くございましたので、今回については技術者の配置が困難だったんだなということでそれ以上のヒアリングを行わなかったということでございます。

【片桐委員】 分かりました。ありがとうございました。

【有川部会長】 関連した質問でも結構ですし、また違う視点からでも結構ですので、ほかの委員で質問、意見がありましたらお願いします。

飯塚委員、お願いします。

【飯塚委員】 今の点ですけども、技術的に履行が困難だというふうには業者さんが書く、それは発注者としてはどの点を指しているというふうにお考えになりますか。普通に考えると公園のトイレの休憩所の設置というのは難しい工事でも何でもないと思うんですけども、どうですか。

【港湾局 福谷海上公園整備担当課長】 海上公園整備担当課長、福谷でございます。

当方といたしましても、委員のご指摘のとおり、この工事については難しいところは特にないというふうには考えていたんですけども、辞退理由で施工が技術的に困難という会社が1者ございましたので、どの点がという委員のご質問については、当方としては特に技術的に困難な点というのではないというふうには考えておりました。

以上です。

【平田委員】

質問させていただきたいのですが、この1者しか応札がないという状態が割と少ないのかなと。別にそちらの部署に限ったことじゃなくて、全体的に見ていますとトイレのような特に難しくない工事でもなかなか技術者がいないという理由で断られるということは全体的に人手不足に陥っているとか、そういう状態の中で工事は予定されているけれどもなかなかそれに応じる会社が難しくなっているのかとか、何かお気づきの点がありましたら教えていただきたいです。

工事が今、再開発がいろんなものが動いていますよね。その中でやっぱり全体的に建設する側のコストも高くなって人が集まりにくいと聞いているのですけれども、そういう会社の人手不足とかがバックにあるのか、そこら辺の感触でいいので教えていただけますか。

【港湾局 鈴木港務課長】 管理事務所港務課長の鈴木でございます。

委員、ご指摘のとおりです。このようなトイレの工事ですとか、小規模で正直言ってあまり利益の上がらないようなものとかに関しては、これは肌感覚なんですけれども、入札に出すときにこれは本当に入札していただけるのかどうかというのは不安な案件が結構あ

ります。結果として不調になったりというのも最近では少なくはないのかなというふうに感じております。

【港湾局 吉田財務課長】 総務の財務課長の吉田でございます。

今、お話がありましたがおほかにも最近やはり発注の時期とかによりまして、配置する技術者がいないとか、そういった話は理由として聞くことが結構多くございます。

以上でございます。

【平田委員】 すみません。重ねて質問させていただいて恐縮なんですけど、そうすると向こう側も例えば入札がしやすくなる、手間がちょっと省けるとか、それから技術者が働き方改革でいろんなものに取り組みやすくするとか、併せてちょっと変えていかないといろんな工事が多分、年度に応じて発生しますよね。私に関わっているものでも、建物の報告の期限があるのでそこまでにタイルの改修をしなければならないというふうに決まっているというふうにお聞きしていて、そういう工事が発生する中で業者の取り合いになってしまって成り立たないととてもまずいような気がするんですが。

そこら辺でこの入札制度の、こちらは監視部会なので別に入札制度をいじるわけではないんですけども、やはり入札の方面から何か逆に技術者の方を支援できるようなことがありましたらぜひお考えいただきたく、安くするという、本当に健全な競争が行われる状態に戻ったほうがいいんだろうと思っていまして質問させていただきました。

お答えありがとうございました。

【有川部会長】 ほかの委員で、関連した質問でも結構ですし、また別の視点からでも結構ですので、ありましたら。

じゃあ、私のほうからちょっと1点伺いたいんですけど、先ほど、片桐委員から冒頭質問がありました。それに続けて関連した質問が飯塚委員から出まして、また同様な趣旨から平田委員からも質問が出ましたので、恐らく各委員とも同じように1者入札になっているこの原因についての対策、分析が何かもう1つというような感じをしながら、いろんな角度から質問が出たように感じます。

私のほうからも説明があったのを踏まえてお聞きしたいんですが、説明者によってはこういった事案についての1者入札の改善のためのいろんなヒアリングをした結果、あるいは理由を聴取して、さらに突っ込んだヒアリングまではいかないけれども全体的な傾向を把握するためという趣旨の説明と、もともとこの1者入札の原因分析は、次に同様な工事について競争性が確保されるためにはどういう工夫をしたらいいかという全体的な統計的な傾向をつかむための手法ではないはずなんですけれども、そのところをどういうふう

に港湾局のほうでは考えているかちょっと確認したいです。

この1者入札になった原因について、全体的な傾向を把握するほかにこういった工事が1者入札からできるだけ競争性を確保するためにどうしたらいいかということを読んで、次の工事にフィードバックさせるために統計的な傾向をつかむ以外にどんな工夫をされているのでしょうか。

【港湾局 鈴木港務課長】 管理事務所、港務課長、鈴木でございます。

まず、今回の入札に関しましては、多くの辞退者が技術者の配置が困難になったためということを挙げております。他の工事の兼ね合いもありまして、技術者の確保が難しかったものと推察しております。また、見積り金額が当初より過大となったためとしている者も2者おります。ただし、ほかの者はそういう理由を挙げていませんので、予定価格については妥当であったのではないかと認識しております。

今回の1者入札になったことに対する対策と申しますか、当方としましては希望により指名を受けた者であっても任意に現在では辞退可能である現行制度において、辞退を防止するということはなかなか困難ではないかと思っております。

ただ、それだけではなくて、このため引き続き、年間発注予定の情報提供を適切に行っていくとともに、可能な限り早期に受注するため、受注機会の確保に努めていきたいというふうに考えております。

【有川部会長】 今、説明していただいたようなものを港湾局の各部署の幹部の方たちが同じ問題意識でもって情報共有しているというふうに理解してもよろしいでしょうか。

【港湾局 吉田財務課長】 あと、すみません。通常、不調になった場合とかに基本的に不調は何が原因だったのかとかを結構ヒアリングしていますので、そういった全体的な各部署、起工部署とかで、そういった情報がある程度共有している部分がありますので、そういったことを踏まえながらこれから発注していくという形で今やっているところでございます。

【有川部会長】 せっかくこういうふうな辞退理由について1つ1つ各者から情報提供をしてもらっているわけですので、先ほどほかの委員からもお話がありましたように、もう一歩進んでそれはどういうこと、あるいはもう少し具体的にどういうことですかというようなヒアリングをする工夫があってもいいのかなというのを1つ感じました。

あともう1つは、やっぱり全体的な傾向としてこれを捉えているんだとすれば、平田委員が先ほど言いましたように全体的な業界の状況、あるいはこういった工事についての受発注状況というのをもう少し突っ込んで分析する必要があるんだろうと思いますので、何となく漠とした感じで全体的な傾向を把握したり、さらに突っ込んだところをやらずに個々の会社がフォーマットに基づいて回答したものをそのまま受け止めたりしているのもいま一つ足りないなという気がしました。

さらには、情報共有が図られているのであれば、せめて次の工事に引き渡していくための内部のその情報共有した部分についてのきちんとした記録を、つまりそれぞれが別のところを考えているのではなくて、それぞれが同じような気持ちでいるんだということのある程度共通した認識の下でまとめて記録して次の改善に結びつけるような工夫をしていただきたいと思います。

私はそう感じたんですが、ほかの委員から何かほかに追加する意見、あるいは修正する意見等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

意見としてはもう少し簡潔に申し上げればいいのかと思いますので、その前に、今、主としてこの1者入札の競争性の確保のための議論を1つさせていただきましたがけれども、それ以外の点で何か補足したり質問することはありますでしょうか。

ちょっと私のほうから1、2点質問させていただきたいんですけども、14ページの一番最後の辺りに手書きで書いてあります令和5年度支払限度額という、この記載はどういう意味合いなんでしょうか。

【港湾局 福谷海上公園整備担当課長】 海上公園整備担当の福谷でございます。

今回の工事が令和5年度、令和6年度にまたがる工事でございますので、今回、前払い金等を含めて令和5年度に支払える限度額を契約書に記載したものでございます。

以上でございます。

【有川部会長】 それは、制度的に債務負担行為をするときに各年度の支払限度額というのをもう既に予算として決めてあるということなんですか。

【港湾局 福谷海上公園整備担当課長】 はい、ご指摘のとおりでございます。

【有川部会長】 そして、これは契約の相手方に示すということ。

港湾局 福谷海上公園整備担当課長】 はい。

【有川部会長】 この手書きしたものが契約書の中身になっているというような理解でよろしいですか。

【港湾局 福谷海上公園整備担当課長】 はい、ご指摘のとおりでございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。

それからもう1点、19ページに書いてあります工事変更理由書のところなんですけれども、何か所かのパラグラフで出来上がっているんですけども、第1パラグラフの外部足場のところと第4パラグラフのところの透水コンクリート舗装のところの説明をもうちょっと詳しく教えていただけませんか。

【港湾局 福谷海上公園整備担当課長】 整備担当課長、福谷でございます。

第1パラグラフの外部足場につきましては、これは本工事契約後の工事間調整の結果、別工事で施工であった舗装の一部を本工事、別工事で舗装をやって、その後、足場を掛ける予定でおったんですけども、工事調整の結果、今回の工事で舗装をやることになりまして、そういう意味では工事をやる順番が変わったところがございましたので、足場のやり方を現場の状況に応じた足場に変えたというところでございます。

第4パラグラフの透水性舗装につきましては、これも舗装は別工事で行ってというところで考えておったんですけども、やはりこれも契約後の工事間調整の結果、別工事で土工や基礎工事をやると舗装の損傷が避けられないことから、別の工事で舗装をやる今回今回の工事で舗装を傷めてしまうことが問題だというふうに判明いたしましたので、今回の工事で舗装を行うこととしたというところでございます。

以上でございます。

【有川部会長】 それぞれ、ばらばらに書いてありますこの工事間調整というのは、ど

ういう部局で、どういう手順でやるというようになっているのでしょうか。

【港湾局 福谷海上公園整備担当課長】 整備担当課長、福谷でございます。

海の森の公園の工事の整備につきましては、当方、東京港管理事務所のほうで工事を行っておりまして、この工事の主体も全部、当局、管理事務所なんですけれども、同じ事務所の中の工事間調整でございます。

以上でございます。

【有川部会長】 そうすると工事間調整という非常に漠とした表現かもしれませんが、それは局ごとだけではなくて他の局ともやる可能性はあるということなんですかね。

【港湾局 福谷海上公園整備担当課長】 工事間調整は港湾局以外の工事とで行う可能性もございます。

【有川部会長】 分かりました。

それでは、時間の関係もあるので意見の確認に入りたいと思います。

意見なしということではなくて、こういった部分だけはさらに改善をお願いしたいという意見をつけて本案件についての意見交換を終えたいと思いますが、そのつける意見につきましては、先ほど来議論が行われました1者入札の原因分析に基づくさらなる競争性の確保のための工夫として、今取っています各社からの辞退事由等についてのその情報をもう少し丁寧に、さらにヒアリングの可能性のあるものについてはヒアリングをしていっていただきたいということ。その改善に向けた対策については部局の中で情報共有ができるように適切に整理して、次の工事へバトンタッチできるように取りまとめておいていただきたいと思うのですが、ほかの委員から何か補足したり、それは要らない等の意見がありましたらお願いします。

何もないということは、今の考え方、意見で附帯意見という形にすることでよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

飯塚委員、どうぞ。

【飯塚委員】 有川先生がおっしゃっている原因分析というのは、実はこの会議でも何度も繰り返しているフレーズなんですよね。あるいは配置が困難である、それでもうそれに対して突っ込んだ分析をしない、だから原因分析をなさないとっても結局分析されない、幾ら言っても動いていってくれないという感じがして、どうやったら施工部局が原因分析をして、複数の有効な札が入るような状況に持っていけるのか。そこがいま一つ分かりませんよね。

ちょっとうまくまとまりませんが、勉強しない遊びが好きなお子に勉強なさいよ、はい、分かった、親と子のそういう繰り返しがずっと続いていて事態が少しも動いていかないと、例えば変ですけどそういう感じがしてしまって、いま一つむなしいですよ。これは感想です。

【有川部会長】 ありがとうございます。

飯塚委員の長い間のそういうふうなもやもや感というのは、なかなかまだ解消されてい

ないところがあるんだろうと思いますが、それを踏まえて、それを前提としてもう1回同じことを繰り返すことになってしまいますけれども、国も各公共機関である独立行政法人等でも、少なくとも1者入札が、こういう事態が起きたときにやっていることだけはやっぱり東京都もやる試み、努力をしていただきたいと思うので、各部局の1者入札の改善に向けた取組でちょっと欠けているなどと思うことは個別の事案ごとに各部局にお願いしているところで、今日も繰り返し申し上げたのは、せつかくこうやって辞退事由というのを各者に申し出てもらっているわけですので、先ほど各委員からも質問がありましたように、それは具体的にどういうこと、もう少しかみ砕いて言えばどういうことだというその次の確認が足りない、それをやっぱりしっかりやっていただきたいと。

さらには、その確認を踏まえた原因分析があつて初めて改善の方向性が見えてきますので、その原因分析と改善の方向については、今、国や法人等については全て一覧表にして外部に公表するような形で、それが改善されたかどうかをもって翌年度以降ずっと報告していくというスタイルをとっていますので、都においてもやはりそういった状況について内部でしっかり記録して、内部で情報共有をして、次の人たちがそれに基づいて改善していけるような体制づくりをそれぞれの部局で認識を持ってやっていただきたいなと思って本案件についても附帯意見としてつけたいと思うんですが、再確認ですがよろしいでしょうか。

(意見等なし)

【有川部会長】 ありがとうございます。それじゃあ、港湾局でも、今出ました各委員の趣旨を分かっていたいただいたと思いますので、ぜひさらに改善に向けていろいろ取り組んでいただければと思います。今日はありがとうございました。

(港湾局退室)

(交通局入室)

【有川部会長】 それでは、議案の2番目に入りたいと思います。交通局の事案になります。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案2の事業所管局である交通局の出席者を紹介させていただきます。自己紹介をお願いします。

【交通局 中島契約課長】 交通局、契約課長の中島と申します。どうぞよろしく願いいたします。

【交通局 竹村保線課長】 交通局の保線課長、竹村でございます。よろしく願いいたします。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案2をご覧ください。

高額・高落札率及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は環状第5の1号線地下道路荒川線併行部（千登世小橋工区）土留設置工事でございます。

本件は、特命随意契約により発注を行ったものでございます。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、各委員より意見や質問がありましたら挙手をお願いします。

片桐委員、お願いします。

【片桐委員】 こちらの案件は特命随契ということになっていて、3ページ目のところに特命理由というのが記載されているんですけども、これはそもそも本工事と一体として契約をしなかった理由というのは何かあるのでしょうか。

【交通局 竹村保線課長】 本工事というものが立杭掘削工事ということだというふうには理解いたしますと、建設局がこの環5の1、千登世橋のトンネルを掘削するに当たって発注した立杭掘削工事に隣接して荒川線が走っておる箇所に関しましては、施工に関する輸送上の安全性の担保等のノウハウがないことから交通局が受託して施工してございますので、発注としては交通局が発注した工事が後から追加されて発注したという形になってございます。

以上でございます。

【片桐委員】 すみません。これは交通局の管轄にならざるを得なかったというのは、それはこれが鉄道関係のものだという、そういうことなんでしょうか。

【交通局 竹村保線課長】 おおむねそういうことだと思います。

この環状5号線の地下道路の工事の箇所が隣接してございますけれども、その箇所につきましても上を都電荒川線が走っております。下を副都心線が地下でトンネルが走ってございます。その間に道路トンネルを造るということで、荒川線への支障等も鑑みまして、そこに関しても建設局から私どもが受託をしまいたったわけでございます。

今回の場所につきましては、都電荒川線に隣接した箇所を建設局が最初、立坑を作ってトンネルを造りますよというふうにして発注されたところが交通局の都電荒川線への影響で、やはりある範囲まで掘削をしないとこの工事はトンネルが掘れませんよということになりましたので、私どもにその部分を受託してほしいということで依頼があり、別途発注で出しているということでございます。

【片桐委員】 それは当初の計画から分かっていたことなんでしょうか。それとも当初、建設局の発注のときは分からなかったけれども、その後、生じたようなことなんでしょうか。

【交通局 竹村保線課長】 私が聞いているのは、今2ページに図面がついておるかと思えますけれども、黄色い四角のものが「発進立杭」と書いてあるところと「到達立杭」と書いてあるところが見えると思えます。その間に千登世橋という橋がありまして、その千登世橋が東京の著名橋だということで、この影響を最小限にするために、この立杭間は非開削でトンネルを掘る機械で押し進めながらトンネルを築造するという計画を建設局が立てたんですね。それがこの図で言いますとこの写真①、写真②と書いてある辺りがちょうどその場所に荒川線が走っているのがお分かりになるかと思うんですけども、

もともと建設局さんは、この荒川線の下側の部分だけで立杭を作って、その間に掘進をかけようと思っていたんですが、やはり荒川線の軌道敷の部分まで立杭を作らないとある大きさのものの推進ができないということが分かってきたんだと思います。

そういったことで立杭を大きくするので、その立杭を大きくするに当たって荒川線の軌道の箇所に関しては交通局さん、受託してくれと。影響等についての管理をしながら施工してくださいというふうに依頼があったということでございます。

以上です。

【片桐委員】 こういった案件で、仮にですけど当初の計画の中でも局をまたぐような、今回みたいに建設局と交通局をまたがるような施工ということになった場合には、当初から分かっているような案件であれば、これは1本で契約するものなんでしょうか。

【交通局 中島契約課長】 契約課長でございます。

当初から軌道に影響があるような工事を建設局が自局施工前提発注したという事例があったかどうかは把握しておりませんが、そのような場合、原則的にはやはり建設局がどう判断するか。工事を実施する建設局がどう考えるかということになってくるかと思えます。

ただ、恐らく、線路の軌道に何らかの支障を及ぼすリスクがあると判断した場合には、交通局のほうに依頼工事という形で出してくることになるのではないかとこのように思えます。

これまでも依頼工事という事例はございまして、それが、当初はどういう計画だったのか、計画変更での依頼だったのか、というような事情を把握し切れていないので、今、明確なお答えは難しいんですが、恐らく線路に何らかの関わりが出てくるというような工事になった場合には交通局のほうに受託の依頼が来るというふうに考えられます。

【片桐委員】 分かりました。ありがとうございました。

この辺りの一般的なやり方というのは、東京都の契約を管理する部署ではどのようにしているか教えていただけないですか。

【臼田契約調整担当課長】 それでは事務局側から、お尋ねですのでお答えさせていただきます。

特に明確なルールがあるというよりは、ここは恐らくその事業主体というか、今回あくまでも、交通局は公営企業として公営企業管理者が基本的にその管理をして事業を運営しているという中で、交通事業者に対して道路の工事を所管する部署から工事の施工依頼をしたという位置づけなんだろうと。これは例えば民間の鉄道のところ支障がある場合には民間鉄道事業者にそういった施工を依頼するという形になっていまして、それと同じような位置づけとして、今回は交通局は大きく見れば東京都という形ではありますけれども、いわゆる道路行政の部門から鉄道事業者に対する依頼という形で、今回はこういった役割分担が行われたというふうに承知をしております。

【片桐委員】 役割分担に関して、じゃあルールは特にないという、そういうことなんでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 先ほど交通局のほうからお答えがあったように、結局そのリスクの管理とかそういったことに対する観点から、基本的には事業者間においてそういった鉄道にかかって影響するような工事については、鉄道事業者のほうに依頼をするというのが一般的なんだろうと承知しています。

それは契約制度の問題というよりは、事業者間のリスク分担の観点でそういった形で行われているというふうに承知をしております。

【片桐委員】 事業者をどう選ぶかとかどちらに頼むかということではなくて、どこが発注行為を行うかということなんですが。

【臼田契約調整担当課長】 なので、契約制度のルールとして分けなきゃいけないとか一括でやらなきゃいけないということではなくて、事業者間のそういったリスク分担という観点で基本的に分けるとというのが一般的なんだろうというふうに思っておりますし、今回のケースでは建設局のほうで一括できたかということ、恐らくそれは難しいんだろうなというふうに思っております。

【片桐委員】 難しいというのは、ちょっとすみません、よく分からないんですが、何が難しいのでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 そこは先ほど交通局のほうでお答えした内容として、契約制度の問題ではなくて、これはその事業者、事業主体間の調整の問題なんだろうというふうに思っております。要するに、当然、建設局は鉄道事業に関わるリスクについて負いきれない部分がございますので、そこについてはそれぞれの所管の部門においてしっかりと安全対策等を講じながら発注するということが、契約制度の効率性という観点を超えてやはり安全性とか事業の運営という観点から必要なんだろうというふうに考えております。

【片桐委員】 もう1度、私の考えをちょっと整理したいんですけど、結局これは建設局の本体工事に伴う交通局の発注を行ったということだと思うんですが、交通局としてはあくまでもその本体工事をやっていた者に特命随契ということで発注せざるを得なかった、そういう流れですかね。

【交通局 竹村保線課長】 はい。私どもはまず軌道の仮受工事というのを、もうこの立杭が当局の施工になるということが決まる前から、取りあえず横をトンネルが走るということですから、その荷重等に耐えられる軌道構造を造るために仮受工事というのを発注してございます。それが一般競争で出している工事でございます、そこにまず今回、特命随契になった業者さんの施工で既にやっていたわけですが、建設局さんの工事が当然ながらその後、私どもの現場のところまで施工範囲となったときに、建設局さんがしっかりとした線路がどれだけ動きますよだとか、そういったことをきちんとした証明を計算だけで出すのもちょっと乱暴なので、実際は計測をして、それで、かつ何かあったら電車を止める、その止めた分の損害だとかそういったリスクを全て負いますよということで自分でやるということは可能ではあります。可能ではあります、直近で私どもが仮受工事をやっている、かつ、軌道のそういった影響に対する専門的知見がある交通局がいるというこ

とでそれは随契で出せるだろうというご判断をされたんだと、ちょっと私どもの私見にはなりますけど、そういう判断だというふうに思われます。

以上です。

【片桐委員】 ありがとうございます。

むしろ、これは建設局さんのほうのお話をお聞きするべき案件なのかなという気がちょっとしてきましたので、すみません、どうもありがとうございました。

【有川部会長】 ありがとうございます。

ちょっと関連して伺いたいんですけども、これはあくまでも受託した交通局が特命随契にするかどうかの第一判断者ですよ。建設局から何か言われたからといって随契にするとか競争にするからという話ではないと思うんですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

【交通局 中島契約課長】 はい。それはおっしゃるとおりでございます。

【有川部会長】 この特命随契の理由のところを見ると、関係機関協議とか地元対策、この辺は建設局の意向のような感じがするので、交通局としてはこれを受託した以上は、当然この施工上、安全管理上、特命随契でないとは駄目だということを前面に出して特命随契理由を書いてもらわないと、やはり先ほど来、片桐委員が言われたように非常にもやもやしたところがあるんで、分割発注せざるを得なくなった経緯は分かりますし、そこにもいろいろ議論はあるんだろうと思いますけど、取りあえず分割してこうやって発注せざるを得なくなったという前提で、その分割した分を交通局がいろんな技術的な理由でこうやって受託してやる以上は業者の選定で特命随契しかないんだというのがこの特命随契理由のところにも明白に出てこないんですよ。

何だかもやっとした、施工安全管理というのは説明を聞けばなるほど、もうちょっと強調してもらいたいなという気がする一方で、関係機関協議とか地元対策はほかの業者だってできるじゃないと、こういう気持ちが出てくるんですけども、そういったところについてどういうふうにお考えでしょうか。

【交通局 中島契約課長】 申し訳ございません。この特命理由欄の書きぶりがもしかするとちょっと言葉足らずな部分があったのかもしれませんが、当局といたしましては、今、保線課長から申し上げた安全管理ということが第一義でございまして、さらにその関係機関協議、地元対策というのも当然これまで先ほど申し上げた仮受工事を既に当局として発注していることの延長でもありますし、地元の方からすれば道路工事なのか軌道の工事なのか鉄道工事なのか、そこのところは多分特に区別をして見ていただける問題ではないかと思っておりますので、都営交通に対する様々な地元の方からのご意見、あるいは関係機関との協議ということも含めまして、これまで道路工事も請け負っていた、かつ、我々が事前に発注をしていた仮受工事の入札でも落札して既に施工していたその事業者に、これに関しては特命随意契約で出すのが最も円滑かつ安全に施工できるという判断をしたという趣旨でございます。

ただ、ちょっとそこは言葉足らずで読み取れないというご指摘かと思しますので、そういったことについて今後この特命理由の書きぶりということには、第三者の方がご覧になったときにも分かるような形にするというような注意といいますか、改善はしていきたいと考えております。これは局内での指名委員会での資料でございまして、前段からの仮受工事等も局内では当然、ある程度前提条件として理解されているというようなことも踏まえて、あるいは口頭での補足説明もあるという前提での書きぶりになってしまっていてございましたので、資料の作成の方法については今後改善は図っていきたいと考えます。申し訳ございません。

【有川部会長】 監視委員会だけではなくて、つまり都民を含めた第三者がこれを見るほどなというふうに分かるような整理の仕方が非常に重要になってくるんだろうと思います。

これに関して、ほかの委員から意見、補足がありましたらお願いします。

平田委員は、いいでしょうか。大丈夫ですか。

飯塚委員は、よろしいでしょうか。

片桐委員、どうぞ。

【片桐委員】 すみません。この見積りなんですけど、複数者の見積りというのはちなみに取っていらっしゃるのでしょうか。

【交通局 竹村保線課長】 今回、見積りに関しましては営業線内で、この電車が走っているところで鋼管杭を打つ、その施工費というところについて見積りを取らせていただきました。通常、私ども3者の見積りを取ることが多くございまして、3者見積りを取らせていただいております。

【片桐委員】 すみません。その3者というのはちなみにどちらなんでしょうか。

【交通局 中島契約課長】 すみません。通常、下見積りの業者名そのものはあまり公表はしていないという事情がございますので、この場での回答は保留にさせていただければと思います。後ほど、財務局さんともご相談の上、もし必要であれば回答させていただきたいと思うんですが、地元の業者であるとか、これまで交通局の工事と同じような種類の施工をしてくれたところみたいなどころを選びました。

【交通局 中島契約課長】 今申し上げた見積りというのは、全体としての元請業者としての見積りではなくて、部分部分で下請に入ってくださいような専門施工業者からの見積りであるため、最終的に工事に下請けとしてかかわっているかどうかはこちらではちょっと把握できておりませんが、基本は局の所管部のほうで積算をした上で、積算し切れないような部分の専門施工についての見積りを3者、これまで関係のあったような事業者へ依頼をして出しているという形になっております。

【片桐委員】 すみません。こちらについている4ページ目と5ページ目の工事見積り合わせ通知書というのが出ておりますが、これと同じようなものを3者から徴求しているという、そういう認識は間違いないですか。そうではなくて、別の形になっているんでし

ようか。

【交通局 中島契約課長】 こちら資料に出させていただいているのは、いわゆる元請として事業を受けてくださるところに対しまして求めた見積額で、ここに出ている金額は総額での見積額という形になっております。先ほど回答させていただきました見積りというのは、こちらから細かく特定の部品であるとか、施工内容、個別の工程を区切った施工について、それぞれ施工費用等を出していただいているという形になりますので、ちょっと形は違います。

【片桐委員】 そうするとこのような形で、1本で元請からもらっている見積りは契約者しかないという、そういうことですかね。

【交通局 中島契約課長】 そうです。

【片桐委員】 そうというのは取らなくてもよいということなんですかね。そういう形で見積りを取るということは必要とされていないと。元請に関しては元請の見積りを必ずしも取る必要はなくて、工事を分解して下請からの見積りを取っておけばそれで手続としては問題ないということなんでしょうか。

【財務局 荒山契約第一課長】 すみません。契約一課長、荒山です。通常の一般的なお話をちょっとさせていただきます。

今回、これは特命随意契約ですので、入札の代わりに随意契約ということで最終的に見積り合わせという手続を取ります。これは、いわゆる入札のときに私どもは予定価格をつくっておいて、その予定価格の中に入るか入らないかというところを入札でやるわけですが、それと同じようなことを、この特命随意契約の中では予定価格を事前に私どものほうで作っておいて、その範囲の中で見積り合わせということが、入るかどうかというところを確認するという手続のものがこのペーパーになっております。

先ほど来おっしゃっている下見積りというものは、私どもが予定価格を策定するに当たりまして、その予定価格を東京都の積算基準に基づいて積算しつつ、その中でもどうしても積算し切れないとか基準にないようなものにつきまして、その中の部品だとかそういった一部分を取り出してその元をやっているメーカーなどに下見積りを取るというようなお話ですので、その部分として先ほど3者からこちらのほうで下見積りを取って、それを踏まえた上で予定価格を設定し、こういった最終的な形としての見積り合わせということで入札と同じような手続を取っていると、そういうようなお話でございます。

以上です。

【片桐委員】 ありがとうございます。

そうすると、特命随契の場合なんですが、見積り合わせというのは1者でよいということなんですかね。

【財務局 荒山契約第一課長】 はい、おっしゃるとおりでございます。

以上です。

【片桐委員】 分かりました。ありがとうございます。

【有川部会長】 資料のことなんですけど、かなり交通局はシンプルでいいんですけども、特命随契というのはしょっちゅう出てくる事案じゃないので、特命随契による見積り合わせというのは通常の競争的な見積り合わせと言葉は同じなんですけど、違う性格のものだというのがもうちょっと我々素人にも分かるように資料をつけておいてもらえれば恐らく誤解がないのかなと思います。

せっかく、この見積り合わせの調書が出ているのでお伺いしたいんですけど、これは5ページと6ページを見ると2枚あるということは、2回行われたというふうな理解でよろしいんですよね。1回目は予定価格の中に落ちなくて、2回目で予定価格の中に落ちたという、そういう理解でよろしいんですよね。

【交通局 中島契約課長】 はい、そのとおりでございます。

【有川部会長】 ただ、いずれにしてもその予定価格の際どいところに金額が入っているので、業者のほうの特命随契ながらこの見積り合わせの金額が1回目、2回目、予定価格ぎりぎりのところで金額が入ってきている原因をどういうふうに分析されていますか。

【交通局 中島契約課長】 すみません。正確に、この分析というものをしておりませんが、先ほど契約第一課長からご答弁がありましたとおり、基本的には東京都の積算基準に従って予定価格を設定しているの、特にこの軌道関係で割と工事をしてくださる事業者というのはかなり限られてくるという中で、何度も落札をしているとだんだん積算の仕方というんでしょうか、東京都の積算基準というものをある程度は推測できる部分はあるのかなという気はしております。

なぜ、この金額になったのかというご質問については、分析等を正確にはしておりませんので、回答を持ち合わせていないというのが正直なところです。

【有川部会長】 正直ベースでご説明いただきまして、ありがとうございます。

恐らく過去のデータとかいろんなものを突き詰めて積算をして積み上げる段階で、先ほど言われたように幾つかの業者から別な意味での見積り、つまり下見積りのための予定価格を作成するための見積りを何社かから取って、都で持っている基準のほかに、あるいは国交省も持っている基準かもしれませんけども、そういった基準プラス、そこでは読み切れない、あるいは欠落している部分について業者が出された見積りを積み上げていくと100%に非常に近いところに2回見積りが出されたというふうな理解をしたいと思うんですけども、いかんせん先行しているのは建設局の工事なんで、最初の工事のときにどんな落札率だったのか、そういったところもぜひ参考に調べておいて、こういうふうなところで決して落札率が高いからどうのこうのというのではないんですけども、なぜこういった金額、ぎりぎりのところに2回入ってきて高落札率になったのかという原因分析を建設局のほうの情報なども参照しながら、これはだから内部で記録していくことの話ではないかもしれませんけども、次の積算に向けてのいろんな情報分析をしておくのも必要なのかなと思いますので、老婆心ながらちょっと申し添えたいと思います。

関連しなくても結構ですので、ほかに委員、意見、質問がありますでしょうか。

飯塚委員、どうぞ。

【飯塚委員】 建設局に積算基準はあると思うんですが、交通局にも積算基準はそれとは別にあるんですか。

【交通局 竹村保線課長】 お答えいたします。

一般土木工事に関しましては建設局の基準をほぼ準用というか、国交省もそういう意味では歩掛を持ってございますが、それが東京都の基準として交通局についても当局の基準として使っているということになります。

軌道関係ですとか、当局の独自工種につきましては、物価調査機関等に私どもで委託を出して、歩掛調製をしたものを使ってございます。自らの積算基準をメインの一般土木とは別に持っているということございまして、それを組み合わせて積算をしております。以上です。

【飯塚委員】 それと、この地下道路の築造工事は、業者は大成とか東武のジョイントベンチャーなんですか。

【交通局 竹村保線課長】 今お手元に多分、大成・東武谷内田建設共同企業体という形になってございます。今回、その者に特命随契をさせていただいておることございまして。

【飯塚委員】 じゃあ、その業者も地下道路と同じ業者で積算基準も同じなんだということだとすると、交通局に特段これをやってもらう理由というのは何なんですかね。むしろ建設の工事の中で、この土留工事をやるほうが普通なんじゃないんですか。

【交通局 竹村保線課長】 建設局さんから、交通局さんがやってくれというのがまず当然きっかけにはなっておるんですが、実際、私ども交通局が営業している都電荒川線を安全に輸送するための基準規定、それは先ほど言いました変位ですとか、そういったものの管理をしっかりできるということが第一義あるかと思えます。

先ほど別件工事、仮受工事ということについての仮受材の構造寸法等についても当局が仕様を決めてやっているということがございまして、そこら辺、やはり自ら管理している者に対してしっかりとした基準で管理できるのは交通局だというふうにも思えますので、建設局さんもそこら辺を受託理由として私どもに委託をしてきたということになるかと思えます。

以上です。

【有川部会長】 時間の関係があるんで意見の確認をしたいと思えますけれども、やはり業者指名選考委員会のこの資料をもってして、なぜ交通局が受託するのか、したがって特命随契にするのはなぜかと、みんなリンクする話なんですけど、そのところがこの委員会の資料で語ろうとするから私たちも、あるいは一般の都民の方も納得できない、あるいはよく分からないということになりかねないので、ぜひ、なぜ交通局が受託することになったのか、それは取りも直さず特命随契理由にすぐつながる話なんで、そのところをしっかりと整理していただいて、この委員会の資料の補足でも何でも結構ですので、これが

らいろんなところで情報公開とか、そういったものを受けたときに、その都度起案することのないように、もうある程度組織の中で、先ほど契約課長が言われたように、しっかり外に理解してもらえるような何らかの形で整理しておいていただくようお願いしたいと思います。

その点を各委員からの意見を踏まえて附帯意見としてつけさせていただいて、本案件については、その他の点について問題はなかったと確認できたというふうにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしいですか。

(意見等なし)

【有川部会長】 どうも長時間、交通局の方、ありがとうございました。

【交通局 中島契約課長】 ありがとうございました。

【有川部会長】 よろしくお祈いします。

(交通局職員退室)

(総務局職員入室)

【有川部会長】 それでは、3番目の議案に入りたいと思います。総務局の事案になるかと思ひます。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案3の事業局である総務局の出席者を紹介させていただきます。自己紹介をお願いいたします。

ではマイクを。

【総務局 高鳥総務課長】 三宅支庁総務課長、高鳥と申します。どうぞよろしくお祈いします。

【総務局 山田土木港湾課長】 同じく、三宅支庁土木港湾課長の山田と申します。よろしくお祈いします。

【総務局 千野企画経理課長】 総務局総務部企画経理課長をしております千野と申します。よろしくお祈いいたします。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案3をご覧ください。

高落札率及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は令和5年度三池港船客待合所解体工事でございます。

本件は、希望制指名競争入札により発注を行ったもので、希望1者、指名3者、応札1者で、落札率100%となっております。

工事の概要につきましては2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。

では、早速ですけれども、各委員、質問ないし意見がありましたら挙手をお願いします。平田委員、お願いします。

【平田委員】 前回は説明いただいたと思うんですけども、今回はこの解体工事ということでお伺いしたいと思います。

まず、これは希望制の指名競争入札案件なのですが、希望者数が1で指名を3者したけれども、やはり応札が1ということになると、これはほかの島から職人の方を連れてきて、技術者の方を連れてきてやるというのはコストもかかりますし、どうしてもこれから長い目で見ると、この応札者が1しか出ないという状態があまり変わらないのかなと予測するところです。

ですので、今後、例えばこういう工事が非常に多いのか、辞退理由もそうすると技術者の配置が困難ということで2者出ていますので、何か空いている人が少ない状態と文面からは理解するわけなんです。

そうすると、幾ら希望制といっても結局のところ空いているところが受けていく、1者ぐらいしか対応できないというようなことが、今後も続くのではないかと思われるのです。割と工事は増え続けていくのか、そんなに量はないからこのような形でもどうにかやっていけるのか。いろんな部局が関わっておられるので今回の局1つのものでは答えられないかもしれないんですけども、何か見通してみたいなものがありましたら教えていただけますか。

【総務局 山田土木港湾課長】 土木港湾課長の山田のほうからお答えさせていただきます。

私どもの工事全体の年間の発注要件などを村や、ほかの例えば東電さんとかNTTさんとも共有はしているんですけども、正直申し上げて件数的にはそれなりにありまして、それに対して業者のほうが少ないという現状であります。

それにつきましては、今後の予定を皆さんにお知らせしまして、今後これだけの工事をやるので何とかお願いしたいというようなところで情報共有を図っているというような状況になっています。

以上になります。

【平田委員】 そうすると、私たちは入札の関係の委員会なのでこんなことを申し上げるのはあれなんですけれども、業者の育成をしないと今後、例えばこの三宅島で災害が発生したときには、業者の数が今後、長い目で見るとき減っていつてしまったり、今、国では1級建築士や技術者の数が減ってしまって高年齢化しているのがすごく問題になっていて、その中で会社の数も増えないのであれば、三宅島の今後のためにも業者の育成というんですか、若者を連れてくる、移住じゃないですけど、そういうところまで長期的なスパンでもう少しお考えいただくことが持続可能性を高めることにつながるのかなと思います。

なので、もう入札制度そのものを継続的に拝見しているとそんなに多分応札者も増えない中での競争になって、それは技術の進展とかをどのように図っていくかの問題にも繋がるので、技術が伸びていくかどうかとか育成面をぜひお考えいただいて、私たちもデジタル的にはつながることができるようになっていきますので、いろいろな形を駆使していただいて新しい建設の在り方というのをぜひ、ご検討いただけたらと思います。

質問でなくて意見だったんですけど。ありがとうございます。

【総務局 高鳥総務課長】 ご意見をいただきありがとうございます。

今、実際に三宅支庁だけではないですけど、ほかの支庁でも島の中の事業者の育成というのは大きな課題となっております、そういった機会、例えば東京都ですとか国での研修だとか、そういったものに技術者の養成のための講習会の案内を積極的にやっておるところでして、支庁でも技術者の養成、育成ということはかなり力を入れて頑張っているところですが、委員おっしゃるとおり、すぐに芽が出るものではないので、本当にここはじっくりと時間をかけてやらざるを得ないところがあります。

ただ、時間がかかるから何もしないというわけにはもちろんいきませんので、できることを支庁としてもしっかりとやっているという状況です。

【有川部会長】 関連した質問でも結構ですので、ほかの委員から何かありますでしょうか。

じゃあ、私からちょっと1点。8ページ、9ページの資料の関係で、希望はなぜこの1者だけなのかというふうなのをどういうふうに分かっているのかということ、希望以外の2者を指名していますけども、この2者を指名した基準はどの辺にあるのかということをお教えください。

【総務局 山田土木港湾課長】 土木港湾課長の山田です。

今回1者になりましたのは、先ほどから話が出ています今、技術者がちゃんとして工事を施工できる会社が結果的に1者しかなかったというところがこの1者入札になってしまった原因というふうに考えております。

【総務局 高鳥総務課長】 あと、総務課長の高鳥からです。

2者についての基準といいますか、東京都での実績、あと島での実績といったその実績をベースにして2者をこちらのほうで選定させていただいて、中に入れさせていただいたという状況でございます。

【有川部会長】 すみません、十分に聞き取れなかったんですけども、なぜこの1者しか希望しなかったのかというので、それ以外にできる業者がいなかったというふうに、そういうニュアンスに聞き取れたんですが。

だとすれば、指名しようがどうしようが、ほかの人はできないんじゃないという気がするんですが、そのところをすみません、もうちょっと詳しく、分かりやすく教えてください。

【総務局 山田土木港湾課長】 補足させていただきます。

ほかの会社も一応建築業種を持ってまして、ちゃんと技術者がそろっていれば恐らく受注は可能だったというふうに考えています。

ただ、今回この発注したタイミングではそれだけの人数をそろえられたのがその1者だけだったというふうに考えております。

【有川部会長】 つまり、指名したときには技術者がそろっていたけれども、いざ入札するときにはいなくなると、そういうことですか。

【総務局 山田土木港湾課長】 そのときにちゃんと技術者がそろっているかどうかまではちょっと確認していなくて、過去にそういった実績があるので今回、その対象に入れているというような、そういった形になっています。

以上です。

【有川部会長】 技術者がそろっているかどうか分からないけれど、希望はないけれどとにかくある程度競争性の確保のために業者を過去の実績で指名するというのは、それは島しょ部だけではなくて都全体としてそういうやり方になるんですかね。

つまり、これから指名する希望者以外に、あるいは希望者でも指名するものもありますけども、希望者以外に指名するときに技術者がそろっているかどうかは確認できないけども、とにかく数合わせ、数だけそろえるだけ指名しようと、そういうやり方で指名が行われているという理解でよろしいのでしょうか。

【財務局 荒山契約第一課長】 契約第一課長、荒山です。

一般的なお話ですけれども、今のお話の中で、当然、私どもは競争性を確保したいというところがありますので、過去の実績ですとか、これまでの希望状況なんかを見ながらできるだけ入札に参加してくれそうな方を。例えば、A等級の案件であれば同じA等級の中から、また地元の中小企業を中心にとすることで選定するという考え方でございます。そのときに、当然、技術者がいるかどうかというところを全事業者に全部確認するというのはちょっと現実的には無理なところがございますので、私どもはさすがにそこまでは確認はできていないというのが現状でございます。

ただ、過去の実績なんかを見ながら数を合わせればいいというふうに私どもは当然思っていますので、できるだけ参加していただける見込みができるという事業者を中心に私どもなりに選定をしているという、そういうところでございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。

それに関連していろいろお伺いしたいことがあるんですけど、あんまりここにこだわることはないので、ほかの委員から何か質問、意見がありましたらお願いします。

なければ意見の確認に入りたいと思います。よろしいでしょうか。よろしいですか。

島しょ部の工事については、従来からいろいろ悩ましい、あるいは諸課題を抱えながらそれぞれの担当の方たちが工夫されているというのはもう百も承知で今回も選定したところでもありますけれども、先ほど平田委員から話がありましたような都全体の島しょ部に関する工事についての課題、いろいろな技術者等の育成の課題等もありますので、そういった部分を視野に置きながら島しょ部の工事については引き続き、この委員会でも関心を持って見ていきたいと思いますが、本件選定した事案については法令等にのっとって行われていて特に意見なしとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見等なし)

【有川部会長】 どうも遠いところ、本日はありがとうございました。

(総務部三宅支庁職員退室)

【有川部会長】 それでは、休憩を取らせていただきます。40分再開でよろしくお願
いいたします。

(休憩)

(下水道局入室)

【有川部会長】

それでは、議案4番目、下水道局の案件をよろしくお願いいたします。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案4の事業所管局である下水道局の出席者を
紹介させていただきます。自己紹介をお願いいたします。

【下水道局 星野契約課長】 下水道局の経理部、契約課長をしております星野でござ
います。よろしくお願いいたします。

【下水道局 山岸土木設計課長】 建設部、土木設計課長の山岸と申します。どうぞよ
ろしくお願いいたします。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案4をご覧ください。

高額・高落札率及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は江東ポンプ所
江東系ポンプ棟建設その3工事でございます。

本件は、特命随意契約にて発注したものでございます。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。

それでは、本案件についても、早速ですけれども、各委員から質問、意見がありました
ら挙手をしてお願いしたいと思います。

平田委員、お願いします。

【平田委員】 それでは、お願いしたいのですが、この案件は高額案件ということと、
それから高落札率ということで随意契約なのは理解したんですけれども、この2ページの
ところに説明があるんですが、この随意契約の説明は承ったのですが、何しろ高額な物件
なのでやはり都民の方に十分な説明力がないと、なぜこの高いものを1者に発注したのか
というところの疑問は解けないだろうと思いますので、そこをもう少し補足していただき
たいです。もう1つは、「これが第1期の工事を請け負ったところなので」と書いてある
んですけど、それがいつのことなのか教えていただけますでしょうか。

【下水道局 山岸土木設計課長】 土木設計課長の山岸でございます。私のほうから回
答させていただきます。

本日の資料に併せまして、一部、今回施工しております工法の資料を追加させていた
いております。そちらのほうを見ていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

今回、採用いたしておりますニューマチックケーソンというのは、上の図をちょっと見
ていただくと構造物の下に色がついたところで細長い空間があります。そこが実際に掘削
を行います密閉された作業室となっております。そこに高圧の空気を送ることによりま

して地下水が入ってくるのを防ぎまして、掘削を行いながら地上で作りましたコンクリートの構造物を沈設していく工法になってございます。

まずこのコンクリートの躯体の先端部を地上で作ります。①の掘削でお示ししている赤い部分になりますが、その空間を中央から外側に向かって少しずつ掘削しながら躯体を沈めていくというような施工の流れになります。

それが、②の沈設の図になりますが、大きなコンクリートの躯体をゆっくりゆっくりと沈設していくことになります。

そして、③の部分でゆっくりゆっくり沈設をしながら地上の部分で新たに並行しましてコンクリートの躯体を作っていくと、このサイクルの施工が止まることなく一連の流れで作業を繰り返ししていくということになります。

繰り返しになりますが、作業室の中は土を掘削する場所で、施工に際しましては地下水の流入を防ぐことが必要になります。その中の空気の圧力を一定に保つことがこの工法で大変重要になります。そのため掘削が始まってからこの空気圧を常に一定に保つということが必要になりまして、その機械が24時間、常に運転をしなければいけないというような状況になりまして、それがこの大きなコンクリートの躯体が所定の位置まで沈設するまでに常に動かなければならないということが大変重要になりまして、この工法の技術の肝になるところでございます。

先生のほうからお話がありました、これがどうしても随意契約をしなければいけないという理由になりますが、繰り返しになりますが、この工法は、この高圧空気をその空間に常に送らなければならない、それを送りながら掘削して、地上で構築したコンクリートを沈設するため、施工の途中でその空気圧を送るのを停止して施工業者を変えるということができない、そういう点で技術的に不可能だという工法でございます。

また、今回も現場の周囲には護岸とか高層マンションなどがあり、掘削による周辺への影響が懸念されるところでございまして、掘削の途中で打切りまして別の会社がその工事を引き継いだ場合、工事による周辺への地盤変位があった場合の責任分界点ということが非常に不明瞭となるということが想定されます。

そのため、次の工事を引き継ぐ会社が現れずそのまま工事が残ってしまう、かなり工事が長期間に及んでしまう、そういうことも懸念されるところでございます。ということで、今回工事と次回工事というのは一体不可分のものだというふうに我々は認識しているところでございます。

さらに、この躯体の沈設につきましては、偏心量が基準で定められてございます。今回の施設は約56メートル×70メートルぐらい、深さが約60メートルぐらいと非常に大規模な施設なんですけど、その偏心量というのは30センチ以内で私どもは施工を管理するという非常にシビアなものでございますので、前の工事で多少偏心していて、それを次の工事会社がその偏心量を引き継いで施工を管理するというのは基本的には難しい、できないというふうに考えているところでございます。

あと、このニューマチックケーソンの設備につきましては、施工会社ごとに様々な技術が集約されたものでございまして、個々の会社によって施工方法とか設備の配置、手法などが異なっております。他の会社がそれを使用して引き続き施工するというのが難しいというふうに考えております。

以上のことから、前の工事を引き継いで別の会社がオペレーションするというのは現実的、技術的にはできないということで随意契約をしているところでございます。

あと、第1期の工事がいつかというところでございますが、第1期の工事が平成25年2月15日から平成29年の3月31日までということになってございます。

【平田委員】 ありがとうございます。

建築の専門なので、技術的な随意契約の理由はすごくよく分かりました。

ただ、これからこの会議の結果の何が公表されるかなんですけれども、そうした経緯が、工事概要そのものは公開されないんですかね。議事録だけ公開されるものでしたら今のやり取りで伝わったと思うんですけれども、この工事内容を拝見するだけではちょっと伝わらなくて、そこの地盤のデータとかをやはり持っている業者じゃないと、特に江東区では危ないというのはすごく理解できますので、そういうこととかも含めて書いてくださると私どもも分かるかなと思いましたので、これからはよろしくお願いします。

あともう1つが、この1期目が平成だとすると、かなり前とすると工事費はものすごく上がっているはずなんですけれども、それはどれぐらいというか。世の中の上がり具合がちゃんと入って受注されているのか、それとも負けてくれているのか、どんな感じなんだろう。

【下水道局 山岸土木設計課長】 積算価格につきましては、その時代に設定された単価を採用しております。

【平田委員】 何か無言の圧力をかけて安くさせたというわけじゃない。

【下水道局 山岸土木設計課長】 はい。積算については適正な形でやらせていただいています。

【平田委員】 ありがとうございます。

【有川部会長】 ほかの委員は何か質問、意見はありますでしょうか。

飯塚委員、お願いします。

【飯塚委員】 非常に難しい工事で、やっている人は多分、粹に感じて工事をやるんだろうと思います。

でも、逆に言うと何でこういう難しい場所にこのポンプ棟を造らなければいけないのか。江東区だから地盤が難しいかもしれないけど、それにしたってほとんど海の中に造るというような感じになってはいますが、そうじゃない、多少とも工事しやすい場所というのはほかになかったんですかね。その点、最初から疑問なんです。

【下水道局 山岸土木設計課長】 土木設計課長の山岸でございます。私のほうから回答させていただきます。

今回の施設につきましては、目的が江東区のうち、私どものポンプ場がある流域になるんですが、木場、東雲、越中島という流域の雨水量増大に対応する浸水対策のためのポンプ場になります。流域の広さで言うと約 500 ヘクタールとかなり広域な流域になってございます。そこに降った雨を集めて速やかに東京湾のほうに排水すると、そういう目的になります。当該流域の雨の集水がそういった意味では可能な場所で、かつ広大な土地が必要になります。今回の事業用地は約 2 万 3,000 平方メートルのそれなりにまとまった土地でございます。かつ、排水するためには運河に近接していることがまた重要になってございます。それはポンプ場から運河もしくは東京湾に排水するための放流口、吐口を作らなくてはならない、それが設置可能な場所というところがまた条件になってまいります。以上の条件を満たした上でポンプ場の建設に必要な用地というのを探しまして、本事業用地を決定したということが経緯としてございます。

江東区につきましては、こういったまとまった土地があるかというとなかなか難しいところでございます。他に公園として利用されているところをこういった公共事業の用地として使えるかという、またそこもかなり調整が難しいところでございます。

あと、このポンプ場に接続する雨を集めるための下水道の管、幹線と呼ばれるものですが、今回、直径 6 メートルのシールド工法で築造しているものでございまして、この幹線につきましてもカーブができる条件とか、なかなか東京都内は地下埋設物が輻輳しておりまして、今回でいうと永代通りの下に敷設しておりますが、そこには東京メトロ東西線との離隔の問題とかそういった問題もございまして、地下 50 メートル、60 メートルと非常に深いところを通らなくちゃいけない、そういった縦断位置の制約とか、それと接続しなければいけないというところを技術的に検討しまして、今回、辰巳の水門及び排水機場から南側のところにまとまった土地があつて、そこを場所として選定しているところでございます。

【飯塚委員】 まあ、別に今さらの話になっちゃいますが、十分にご検討されてのことだと思います。

ただ、今、あれっと思ったのは、公園は使えないみたいにおっしゃったけど、こういう施設が公園の下にあるというのはよくある話ですので、公園だから使えないということはないだろうということがあります。

それから、運河のそばになきゃいけないとおっしゃるけれども、それは管を通せば運河から離れていたところでも水は流れていくわけだから、それもどうかなというふうに思いました。

でも、ここで議論していてもしょうがありませんので結構です。

【有川部会長】 ありがとうございます。

ほかの委員は何かありますでしょうか。

私のほうからちょっと 1 点。この見積経過調書の関係で 5 ページと 6 ページを見ていただきたいんですけども、9 時 00 分から 9 時 50 分の間に見積合せは、この 2 回だけなん

でしょうか。

【下水道局 星野契約課長】 はい。おっしゃるとおりで、9時に1回目の開札をさせていただきまして、予定価格を超過しておりましたので、2回目に移りまして、2回目で決定に至ったという理解でございます。

【有川部会長】 かなり大規模な金額なんですけれども、落札率が2回目で99.90%になったということについては、どういうふうの原因を分析されてますでしょうか。

【下水道局 山岸土木設計課長】 土木設計課長の山岸でございます。

今回につきましては、ニューマチックケーソンの積算ということで、当局の積算基準やニューマチックケーソン工法の技術資料や積算基準などの刊行物を用いまして設計金額のほうを設定させてございますので、設定金額については適正な金額であった。それに対して、入札参加者についても適正な見積もりをされたのではないかというふうに考えているところでございます。

【有川部会長】 この工法の積算基準というのはあれですか。国交省などは示しているんでしょうか。それとも、一般刊行物なんですか。

【下水道局 山岸土木設計課長】 土木設計課長の山岸でございます。

ニューマチックケーソンの資料につきましては、日本圧気技術協会というところが刊行しているものでございまして、国交省の基準や、それに準じるものを参考として作成されたものというふうに認識してございます。

【有川部会長】 それを見れば大体、このような予定価格に近いところに入札されるのが通常だというような分析なんですか。

【下水道局 山岸土木設計課長】 はい。今回の工事範囲につきましては、地上部でのコンクリートの築造、沈設になりますが、これらについては資料に基づき積算することになり、積算する上では、技術的に特段難しい作業ではなく、非常にシンプルな内訳の構成になりますので、しっかりと施工の数量等が正しければ、あとは基本的な刊行物等を参考に積算ができるものだというふうに考えてございます。

【有川部会長】 この工事はその3なんですけども、その1、その2もこの方法でやっているというふうな理解でよろしいですか。

【下水道局 山岸土木設計課長】 今回、その1工事では、このニューマチックケーソン工法を施工するための準備工事ということで、場内整備工事を実施してございます。その2工事からケーソンの本体工事のほうは着手してございます。

【有川部会長】 このケーソンの方法は、2回目にその2、その3と続いたということなんです。

【下水道局 山岸土木設計課長】 はい。先生のおっしゃるとおりでございます。

【有川部会長】 特命随契の理由に書いてありますように、業者を変えたりして時間的に間を空けることのない非常に継続的に実施していかなくやいけないという、そういう工事がその2、その3と続いてきたというふうな理解でよろしいのでしょうか。

【下水道局 山岸土木設計課長】 はい。この工事は安全管理、施工管理を一体的にやらないといけないというところの判断でございまして、そういった形で進めさせていただいたというところでございます。

【有川部会長】 その2のほうの落札率というのは、どのくらいだったでしょうか。

【下水道局 星野契約課長】 契約課長の星野でございます。

その2の落札率としましては、99.90%というところでございます。

【有川部会長】 そうすると、この工法については大体、業者のほうも読めるという、そういうふうな積算基準の公表状況だというような理解でよろしいんですかね。

【下水道局 星野契約課長】 積算基準の公表をさせていただいているという部分と、あとは会社様のほうも、データというのでしょうか、その蓄積も進んでまいります。その結果といたしまして、今回であれば、1回目は予定価格を超過してございましたが、2回目でその中にちょっとぎりぎりのラインになりますが入ってきて、整ったという結果と受け止めております。

【有川部会長】 ありがとうございます。

この工法による工事は、引き続き行われるというふうな認識でよろしいのでしょうか。

【下水道局 星野契約課長】 はい。ケーソン本体工事は継続して発注する予定でございます。

【有川部会長】 規模の大きい工事で新しい工法なんで、引き続きいろんな情報を分析して、できるだけ経済的に、あるいは安全管理上の問題もあると思いますけども、そういったものを含めて適切な工事が引き続き行えるように既に行った工事についてのいろいろな情報の分析、そういったものをフィードバックできるような工夫をしていただきたいと思います。個人的な感想で申し訳ありませんけれども。

ほかの委員、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、附帯意見というほどの大きな意見ではないのかもしれませんが冒頭、平田委員からお話がありましたように非常に規模の大きい工事で、大きな税金と申しますか、費用で工事を実施しているところで、都民にとってみてもこの特命随意契約の理由というものについては、やっぱりある程度理解できるような形できちんと整理しておいていただきたいという話がありました。恐らく各委員も同じような気持ちではないかと思しますので、ぜひ、先ほど指摘がありましたように特命随契理由についての整理をさらにしておいていただければありがたいと思います。

そういったところを附帯意見として申し添えて、本事案については特に法令等に従って行っているという結論にしたいと思います。

どうもありがとうございました。

(下水道局職員退室)

(建設局職員入室)

【有川部会長】 それでは、今日最後の案件第5番目の案件に入りたいと思います。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案5の事業所管局である建設局の出席者を紹介させていただきます。自己紹介をお願いします。

【建設局 樋田用度課長】 建設局総務部用度課長の樋田と申します。よろしく申し上げます。

【建設局 萩原副所長兼庶務課長】 第五建設事務所副所長しています萩原と申します。よろしくお願いいたします。

【建設局 徳差補修課長】 同じく、第五建設事務所補修課長をしております徳差と申します。よろしく申し上げます。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案5をご覧ください。

同一事業者による長期受注の事案として抽出されました案件で、件名は街灯維持工事(墨田工区)その2単価契約でございます。

本件は、随意契約にて発注したものであり、指名5者、応札3者となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。

それでは早速ですけれども、質問ないし意見があります委員は挙手をお願いしたいと思います。

平田委員、お願いします。

【平田委員】 2点ありまして、1つは随意契約が行われた理由が書いた場所が確認できないので、どこから随意契約の理由ができたのかを口頭でもいいので教えてほしいというのが1点目です。

それからもう1点は、これは長期受注物件なので、8ページから細かい工事種別の内訳書まで書いてありまして、ここは東京都でもすごく単価とかよく理解していらして、ここをチェックできるぐらいな感じなのか。それとも、これはついているけれども、向こうのおっしゃっているもので、ちょっとこれは振れ幅が結構あるものなのか。どういう感じの内訳かを教えてほしいというのが2点目です。お願いします。

【建設局 萩原副所長兼庶務課長】 五建の副所長の萩原からご回答いたします。

複数の単価契約の場合については、随意契約ということになるということでございます。

【平田委員】 すみません、素人なんでちょっと言葉が理解できないのですが。複数の…

【臼田契約調整担当課長】 少し制度的な話なので、この辺は事務局のほうからご説明します。

今、ここで案件として挙がっておりますのは、いわゆる単価が複数ある複数単価契約と言われる契約の形態になってございます。この複数単価契約に関しまして、2つ契約の仕方があるわけなんですけれども、単価に数量を乗じた総額で競争する総額競争で行う場合のものと、今回のケースのように、なかなか数量をあらかじめ見積もることができないよう

な場合に関しましては、単価交渉方式という、それぞれの単価について事業者の方に単価を、札を入れてもらって予定価格を上回っている単価については減価交渉をして下回るまで減価交渉した上で、最終的に下回った段階で契約をするといった形式を取る2つの方式がございます。

今回、後者のほうの形式を取っているものでございまして、その場合は単に1回入れた金額で自動的に決まるというわけではないので、形式としては随意契約という形で表示されます。

ただ、ご覧いただいているように入札の形で各事業者それぞれの単価を入札してもらってやっているという形になってございます。

【建設局 徳差補修課長】 五建の補修課長、徳差です。

2点目のご質問ですけど、単価についてはあらかじめ想定される単価を今回、二百数十項目あると思うんですけども、それを設定しております、その設定の仕方は局で持っております設備とか土木の積算基準がありますので、それに基づいて単価は設定しているという状況でございます。

【平田委員】 じゃあ、よく分かってらっしゃるという分類のほうで理解すればよろしいですかね。

【建設局 徳差補修課長】 はい、そのとおりでございます。

【平田委員】 分かりました。ありがとうございます。

【有川部会長】 平田委員に聞いてもらってよかったです。長くやっていますが私もよく分からなかったんでありがとうございます。

ほかの委員、何かありますでしょうか。

じゃあ、私のほうからは過去5年の入札状況でちょっと気になったところを教えてくださいですけども、甲信電気さんが一貫して辞退しているのは、どういった理由というふうに分析されてますでしょうか。甲信って漢字ですね。片仮名のコーシンではなくて。

【建設局 徳差補修課長】 技術者の不足ということで辞退という形になっております。

【有川部会長】 令和2年度の前半と後半、同じように3年度も前半後半ずっと同じように技術者がいないということなんですか。

【建設局 徳差補修課長】 はい、そのとおりでございます。

【有川部会長】 スポットなら分かるけど、これはずっと一貫していない会社が維持されているのも不思議なところがある気がするんだけど。

それでも、入札の申込みをしてきているというわけなんですかね。

【建設局 徳差補修課長】 はい。なおかつ、過去にはやはり入札していますので、そういう実態を踏まえて、こちらのほうで指名をしているというような状況でございます。

したがって、近年に辞退があったとしても、過去にはしっかりと入札に参加していますので、そういった状況を踏まえているということでございます。

【有川部会長】 甲信電気さんほどではないんですけども、不参加が目立っているこ

の株式会社東京電工舎さんの辞退理由はどういうふうに分かれていますでしょうか。

【建設局 徳差補修課長】 辞退の理由は、やはり技術者の不足ということに尽きます。

【有川部会長】 分かりました。

ちょっと視点を変えさせていただいて、最近の動きとして、片仮名のコーシン電機さんというのが参入してきて、かなり落札している状況が見受けられるんですけど、そのコーシン電機さんと今回の契約の対象になっている阿久津電機さんが前期と後期を交代で取っているのは、どういったところに理由があると考えられますかね。

【建設局 徳差補修課長】 私どもは単純に見積りの価格が低いところを決定しているわけで、その競争の具合については、ちょっと承知はしておりません。

【有川部会長】 たまたま偶然だというふうな感想を持たれているということですか。

【建設局 徳差補修課長】 はい、そのとおりでございます。

【有川部会長】 前期後期という言い方しましたけど、前期のほうが第3四半期までで最後の第4四半期を阿久津さんが落ち穂を拾うじゃないけど契約をするという、そういうふうな理解にしているんですけども、それでもやっぱり、なぜこうなっているのかは結果論だということなんですかね。

【建設局 徳差補修課長】 はい、そのとおりでございます。

【有川部会長】 前からずっと過去の事例を見させていただくと阿久津さんが取ったところへコーシンさんが入り込んできたというのは、コーシンさんが新規に登場してきたというイメージでよろしいのでしょうか。このコーシンさんは、漢字の甲信電気さんとは関係ないんですね。

【建設局 徳差補修課長】 漢字の甲信電気とは全く別の会社でございます。

【有川部会長】 関係ない。そうすると新しく新規参入してきて、今、落札が多いという状況なのは、この片仮名のコーシンさんということなんですかね。

【建設局 徳差補修課長】 はい、そのとおりです。

【有川部会長】 これについては全て入札の結果であって、特に何か理由については分析されてないと、そういうふうには理解してよろしいですかね。

【建設局 徳差補修課長】 はい、そのとおりでございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。

ほかの委員で、質問や意見はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

特に意見がないようでしたら、適切に行われていると確認できたということよろしいでしょうか。

(意見等なし)

【有川部会長】 ありがとうございます。

それでは、委員からいろいろ質問がありましたけども、そういったものを今後の業務の参考や足しになれば。私が言ったようなことについて何か役に立つようでしたら、また分析の材料にさせていただくということで本事案につきましては、法令とおりに行われてお

て特に意見ないというふうに結論づけたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

(建設局職員退室)

【有川部会長】 以上により、第4四半期の契約工事に係る議題を終了しましたけれども、各事案の結果について、ここで大変恐縮ですが、事務局のほうから確認をしていただければありがたいと思います。

これまで、私のほうで拙いまとめ方をしましたけども、それを再確認の意味で要点を皆さんに説明していただければありがたいと思います。

【米倉契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長の米倉でございます。順番に議案1からご説明させていただきたいと思います。

まず、議案1でございます。

1者入札の原因分析に基づくその改善策につきまして、辞退理由を丁寧にヒアリングしていただきたいですとか、それに基づく対策は整理して、組織内でしっかりと共有していただきたい。また、原因分析と改善の方向性について、国等を含めた団体は一覧表にして外部に公表しているという状況もあると。都においても、そういった状況について記録を共有していただいて、改善していただけるような意識を強く持っていただきたいといった意見がございました。

そのほか、工事変更の理由ですとか、昨今の人手不足の状況などについて確認がございました。例えば、人手不足の状況などにつきましては、小規模で利益の上がりづらいものは入札参加について不安があるといったような回答がありました。

議案1につきましては、おおむね以上です。

議案2でございます。交通局の案件でございます。

こちらにつきましては、交通局が受託して工事をする事。それから、先行工事受注者に特命随意契約すること、こういったことにつきまして、その理由をどういった理由なのかということについて確認がございました。

また、その上でその契約制度上の取扱いについて確認もありました。

意見といたしまして、第三者にも理解しやすい形で、こうした特命理由などについて整理を心がけることといった意見がありました。

そのほか、高落札率となった理由について分析を行ってほしいといった意見ですとか、建設局及び交通局における積算基準の状況などについて確認がございました。

議案2は以上でございます。

議案3、総務局の案件でございます。

まず、希望が1者であることをどう分析しているのか。その上で、2者を追加指名した理由はといった質問がございました。これに対して1者希望となったのは、技術者がいて、施工できる会社が1者しかいなかったもの。2者追加指名については、島の実績をベースに2者追加選定したといった回答がありました。

また、特に島しょ案件につきましては、技術者の育成の課題があることなどから、こうした課題についてはしっかりと考えていただきたいという意見がありました。

議案3につきましては以上です。

議案4、下水道局でございます。

極めて高額の仕事でありますので、特命随意契約の理由について、より理解しやすい形での整理に努めることといったご意見がございました。

そのほか、高落札率となったことについて、積算基準の公表状況から会社側も高い精度で積算できるということかといった確認がありまして、積算基準の公表状況や会社の積算ノウハウ等からそのような状況であると認識しているという回答がありました。

さらに、より施工が容易な事業用地はなかったのかという質問があり、今回の工事場所を選んだ理由について局から説明がございました。

次の案件でございます。建設局の案件です。

こちらにつきましては、適切に行われており、特段の意見はないということでした。

そのほかといたしまして、随意契約が行われた理由について説明がありまして、本件については、あらかじめ数量を出すことができず、交渉を行うことが伴うものであることから随意契約となっているといった説明がございました。

簡単ですが以上になります。

【有川部会長】 どうもありがとうございました。きれいにまとめていただきまして、どうもありがとうございました。

ほかの委員から何か補足、追加等がありますでしょうか。よろしいですか。

片桐委員。

【片桐委員】 今回の件をきっかけとして調べていただきたいことがございます。

1つの案件の一部を別の局に切り出して、受託したほうの局が特命随契をしたという実績というのを過去5年ぐらい、もしできたら知りたいです。ある程度、ちょっと時間がかかると思うんですが調べていただいて教えていただければと思いました。

【有川部会長】 片桐委員からは、今の1点でよろしいでしょうか。

部局間の受委託工事について、それを踏まえた特命随契の実態について、なかなか母集団が多いかもしれませんが、そこから可能な範囲で選別していただいて。時間は急がなくても大丈夫でしょうか。

では、要望としてできれば次回の委員会まで、部会までまとめていただければありがたいと思います。

【米倉契約調整技術担当課長】 どこまでできるかも含めて、ちょっと検討させていただけたらと思います。ご意見ありがとうございます。

【有川部会長】 あと、ほかの委員で補足、追加はないでしょうか。よろしいですか。

なければ、先ほど米倉課長がまとめてくださったやつで、あとの議事録とか、議事概要について整理していただければと思います。

それでは、せっかくの機会ですから、案件以外についても各委員から何か最後に意見がありましたら、ぜひ挙手をしてお願いしたいと思います。

特にないようですので、本日の予定された議事は全て、これで終了ということにしまして、最後に事務局のほうに進行を渡したいと思います。よろしくお願いします。

【須藤契約調整担当部長】 有川部会長、ありがとうございました。

委員の皆様には長時間にわたりまして、様々な視点からご意見をいただきましてありがとうございます。いただいたご意見、今後の入札契約制度の改善に生かしてまいります。

委員の皆様には、引き続き、ご協力いただくこととなりますが、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の部会を終了させていただきます。誠にありがとうございました。

——了——